

天塩町情報交流センター「道の駅てしお」テナント募集要項

1. 募集の趣旨

本町市街地区に位置する「道の駅てしお」の休憩機能や情報発信機能及び防災機能等の強化を図り、本施設を地域活性化の拠点とすることを目的としています。この趣旨に鑑み、町内外のくつろぎの場として、また、地元食材や地域特産品等の地域産業振興に資するため、テナント出店を募集するものです。

2. 施設の概要

- (1) 施設の住所 天塩郡天塩町新開通 4 丁目 7227 番地の 2
- (2) 施設の構造 鉄筋コンクリート一部2階建 延床面積 636.35 m²
- (3) 敷地面積等 敷 地 4,828m²
駐車場 普通車 57 台、大型車 6 台、身障者用 2 台、EV車 1 台
- (4) 事業主体 天塩町
- (5) 開業予定 令和 8 年 4 月1日から
- (6) 営業時間 開館日及び開館時間内

閉 館 日 1 月 1 日から 1 月 2 日

開館時間 4～10 月：午前 9 時～午後 7 時

11～3 月：午前 9 時～午後 5 時

※定休日については、基本的には認めないが、諸事情等により必要な場合においては、町と協議のうえ決定する。

その他、施設内のワックスがけ等による休館日あり。

3. 出店者(テナント)募集概要

通常の商品とともに地域の特色を活かした商品の提供をお願いします。

(1) 共通事項

- ・ テナント箇所の既設設備は使用を許可します。ただし、施設の固定設置されている備品類以外の備品の更新はしませんので、必要な場合は各出店者の負担となります。
- ・ 厨房備品及び消耗品、その他販売等に必要な物品及び設備について各出店者においての用意となります。
- ・ 貸室内の清掃については各出店者の負担となります。
- ・ ポップ作成など営業広告に関する業務は各出店者に行ってください。

(2) 個別事項

①区画その1(レストラン)

本出店者においては、地場産食材を積極的に活用したレストランとして調理及び販売となります。

②区画その2(物販等)

本出店者においては、広く地場産商品を積極的に扱い、アンテナショップとしての役割を兼ねた物販等となります。

③区画その3(自動販売機)

主に飲料物の自動販売機を設置し販売となります。

④売上の報告

年度ごとに売上データの報告・提供にご協力願います。

⑤備品の取扱い・更新

当該施設に付属する町所有の備品については、その使用及び保管に十分注意してください。なお、町所有の備品についての更新・修繕については、町と協議のうえ判断することとします。

4. 応募者の参加資格

応募者は、次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 道の駅でしおの事業運営目的を理解し、管理運営に協力的であること。
- (2) 情報発信の重要施設であることを認識し、お客様に対し、懇切丁寧な対応ができ、メディア取材に協力的なこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本施設のテナントにおいて販売等に必要な食品衛生法等の関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有すること又は営業の開始までに有する見込みであること。
- (5) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者であること。
- (6) 天塩商工会員であること。(新規入会も可)
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、更生・再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (8) 暴力団関係組織又はその他反社会暴力活動を行う団体の関係組織及びそれらの関係者でないこと。
- (9) その他町が出店にふさわしいと判断した者であること。

5. 運営条件

- (1) 契約面積(区画)以外の営業行為及び賃借権等の第三者への譲渡は認めません。
- (2) 営業時間及び営業形態等の詳細については、天塩町と協議していただきます。

- (3) 出店するテナントの名称については、道の駅のイメージを損なわない内容とし、あらかじめ天塩町の承認を受けていただきます。
- (4) 従業員、パート職員等の雇用については、可能な限り天塩町民を優先して下さい。
- (5) 契約賃料のほか、電気、水道、下水道料金については実費徴収とし、天塩町が指定する期限までに納付していただきます。
- (6) 電源、コンセント、給排水設備は備えていますが、改修その他の変更(内装含む)をしようとするときは、あらかじめ天塩町と協議することとし、その費用はテナント出店者の負担となります。
- (7) トイレや駐車場等共用施設の使用については、施設管理者の指示のとおりとしていただきます。
- (8) テナント出店者の責めに帰す事由により、建物やテナント内装及び備品等を汚損、破損した場合及び契約期間が満了又は契約解除となった場合はテナント出店者側の負担により現状に回復していただきます。
- (9) テナント出店者及びその従業員には、その販売・営業行為に係る関係諸法令等及び行政官庁等の指示を遵守し、必要書類の提出や許可を受けるなどの手続きを全てしていただきます。
- (10) 本施設の事業運営目的の一つである情報発信機能として、テナント出店者およびその従業員には、来訪者への総合的な案内業務を誠意ある態度で務めていただきます。
- (11) 本要項の条件を遵守できない場合は、天塩町の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する日までに退去していただきます。
- (12) その他本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、天塩町及びテナント出店者の協議により定めることとします。

6. 災害時について

- (1) 本施設は「防災道の駅」に選定されており、災害発生等の状況に当たっては、近隣住民一般利用者が避難してくることが考えられることから、道の駅管理者とテナント事業者が協力して、町が策定した「道の駅てしおBCP」に則り、重要業務を遂行することとします。
- (2) 災害時における食品、飲料その他の物品の紛失・棄損・廃棄等の損害については、道の駅管理者および町は一切補償を行わないこととします。
- (3) 災害保険及び損害保険について、不動産部分は所有者である町が加入しますが、その他什器等のテナント出店者の所有物については、テナント出店者の負担とします。

7. 契約条件等

(1) 契約の相手 天塩町

(2) 契約の形態 定期借家契約

(3) 契約の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日(3年間)

ただし、使用状況が良好な場合、町との協議のうえ1年間の延長を最大2回まで認めることがあります。

なお、期間内に応募参加資格を失う、本要項条件を遵守できないなどの理由により契約解除に至ったときは、契約解除の日までとします。また期間中の各年度末に天塩町が指示する書類の提出を求めます。

(4) 契約面積	区画その1(レストラン)	99.57 m ²
	区画その2(物販等)	47.41 m ²
	区画その3(自動販売機)	各 1.94 m ² ※2ヶ所
(5) 契約賃料 (月額)	区画その1(レストラン)	29,300円
	区画その2(物販等)	13,900円
	区画その3(自動販売機)	各 1,100円

(6) 直接費 店舗内外に営業効率向上を目的として購入・設置する備品等に係る費用、営業活動に係る経費等はテナント出店者の負担とする。

(7) 共益金 なし

(8) 敷金 なし

(9) その他 「(4)契約面積」に記載の区画のほか、ゴミ等の一時保管場所など共用で利用できる場所として、施設に隣接する物置施設の一部を無償で使用することを許可します。ただし、電気機器等を設置し使用することは禁じます。

8. 応募方法

応募者は下記に定める応募書類を提出して下さい。(郵送可)

(1) 応募書類

①出店申込書(様式1)

②出店事業計画書(様式2)

③登記簿謄本(発行から3ヶ月以内) ※法人の場合

④出店者の住民票抄本(発行から3ヶ月以内) ※個人の場合

⑤出店及び営業に必要な許可証等の写し(現在の出店営業分でも可)

⑥貸借対照表及び損益計算書(直近の1ヶ年分)

⑦法人税(法人の場合)又は市町村民税(個人の場合)の納税証明書

(直近のもの)

(2) 応募書類受付期間

令和7年11月26日(水)～12月26日(金)午後5時まで
(郵送の場合、当日消印有効)

9. 事業者説明会

日時:令和7年12月8日(月)15時00分から

場所:天塩町役場3階大会議室

10. 質疑方法

質疑については、以下に定める質疑書類を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出して下さい。電話又は口頭による質疑は受け付けません。

(1) 質疑書類

A4判・様式不問(質疑要旨を簡潔にまとめて記入して下さい。)

(2) 質疑書類提出期限

令和7年12月11日(木) ※FAX及び電子メールの場合は、電話で送達確認を行って下さい。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和7年12月18日(木)に質疑回答集としてまとめて町ホームページに掲載します。

11. 応募書類及び質疑書類の提出先

天塩町 企画商工課観光施設係

住所 〒098-3398 天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113

電話 01632-2-1729 FAX 01632-2-2659

電子メール syoukou@teshiotown.com

12. 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

テナント出店者の選定については、応募者から提出された書類審査及び複数の応募があった場合に実施を予定している面接審査等を経て、『天塩町情報交流センター「道の駅てしお」テナント選定会議』において営業方針、実績、道の駅運用目的への貢献性等を総合的に協議し決定します。選考会議における審査・協議の結果、採用者なしとなる場合があります。この場合においては追加募集を行う場合があります。

選考結果は、令和8年2月上旬を目途に応募者に通知するとともに、選定されたテナント出店者は町ホームページで公表します。なお、選定結果に関する問い合わせにはお答えできません。

(2) 選定基準

選定には、次の評価項目を総合的に審査します。

①コンセプト・応募動機

- ・道の駅のテナントにふさわしい業種・業態であるか
- ・道の駅の魅力を向上させることが見込めるか
- ・応募の動機が、道の駅の設置目的を理解し合致したものか

②運営体制

- ・運営体制が、具体的かつ妥当な体制となっているか
- ・営業に必要な資格・許可を取得しているか

③経営の安定性

- ・財務内容が健全で、持続的で安定した経営が見込めるか
- ・業務を実施するための適切な事業計画があるか
- ・当該業務の実績・ノウハウを有しているか

④提供する商品

- ・天塩町の地場産品・商品をPRするものか
- ・提供する商品が魅力的であり、道の駅の集客に資するものであるか
- ・利用者ニーズを把握し、適切な商品を提供する能力があるか

⑤地域経済発展への寄与（貢献性）

- ・天塩町民の雇用に努める等の配慮があるか
- ・天塩町の発展に寄与する実績及び可能性があるか

面接審査の際に、別に出店をアピールするための資料や飲食物の試食を配布することも可能です。ただし、それらにかかる費用等は応募者の負担となります。

(3) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められた場合は、出店者の選定を取り消します。

- ①応募書類の内容に虚偽の記載があった場合
- ②応募者の参加資格を満たさなくなった場合
- ③その他テナント出店者として不適格な事項が認められた場合

13. その他

この募集要項及び要項に係る様式及び資料は、町ホームページからダウンロードすることができます。

天塩町ホームページ <http://www.teshiotown.hokkaido.jp/>